

山梨県公報

第二千二百十三号

平成二十四年

三月十九日

月 曜 日

目 次

告 示

救急病院等の認定	一六三
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	一六三
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	一六五
道路の区域変更(三件)	一六七
道路の供用開始	一六七
公告	
指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知(五件)	一六八
特定計量器の定期検査の実施	一七二
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	一七六
開発行為に関する工事の完了について	一七八
教育委員会	
山梨県指定無形民俗文化財の指定の解除	一七八
公安委員会	
山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一七八

告 示

山梨県告示第百十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地

北杜市立甲陽病院

北杜市長坂町大八田三千九百五十四番地

二 認定期間

平成二十四年三月十五日から平成二十七年三月十四日まで

山梨県告示第百十三号

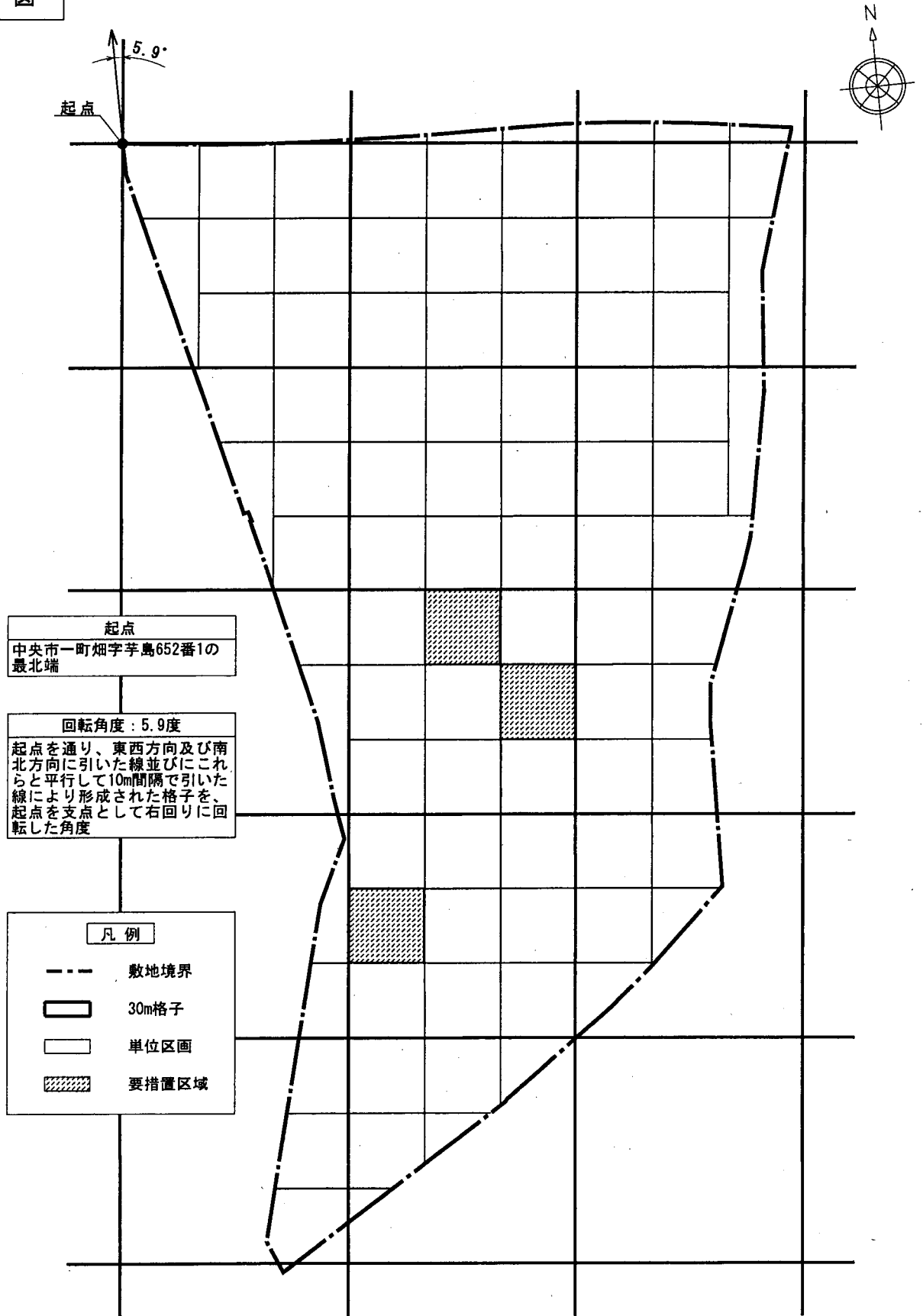
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 指定する区域 別図のとおり
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



起点
中央市一町畑字芋島652番1の
最北端

回転角度：5.9度
起点を通り、東西方向及び南
北方向に引いた線並びにこれ
らと平行して10m間隔で引いた
線により形成された格子を、
起点を支点として右回りに回
転した角度

凡例
--- 敷地境界
—— 30m格子
□ 単位区画
▨ 要措置区域

山梨県告示第百十四号

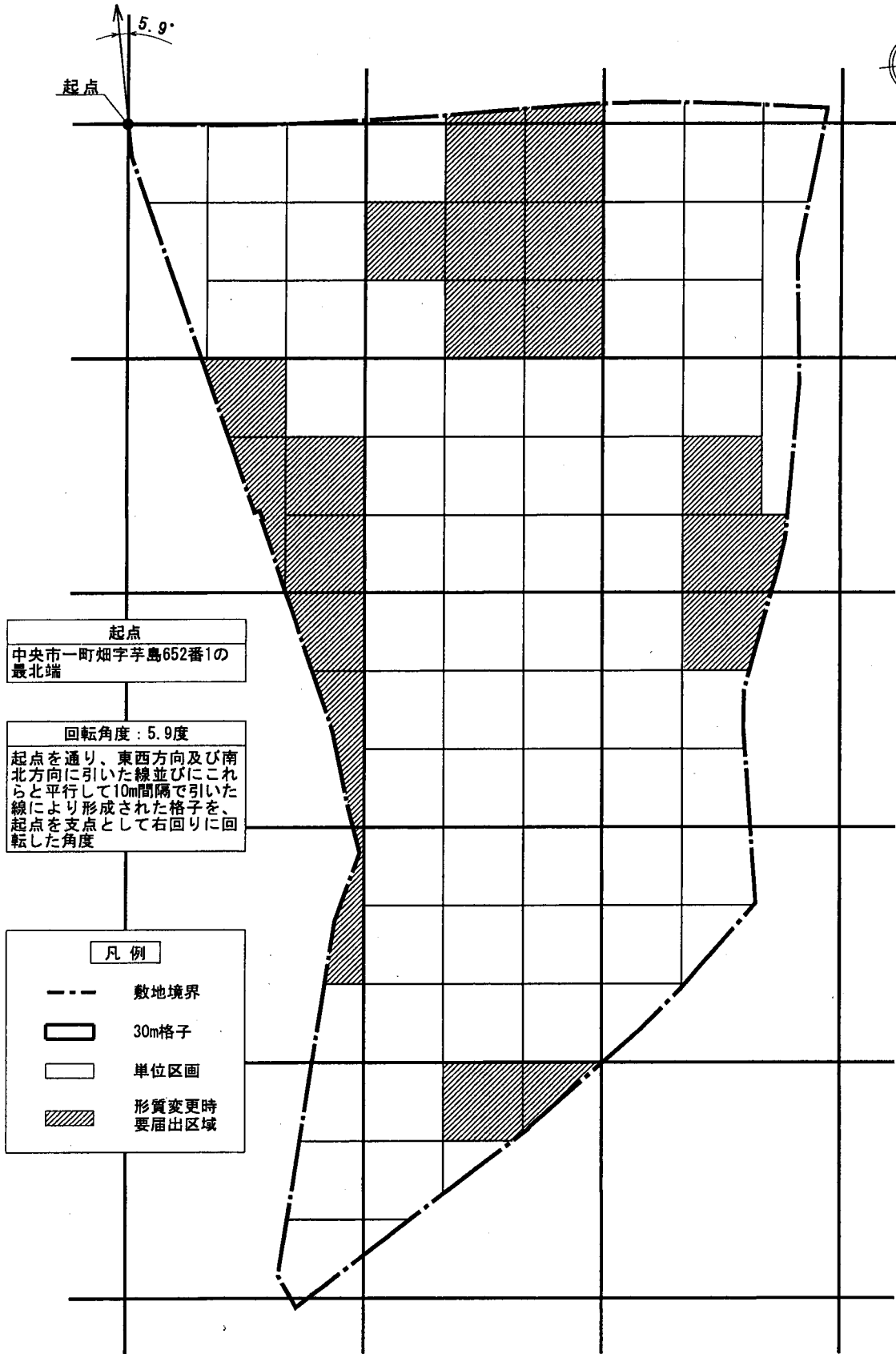
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定する区域 別図のとおり
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



山梨県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 釜の口塩沢線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
南巨摩郡南部町南部字矢崎一八六〇番の四地先から 南巨摩郡南部町南部字矢崎二一八三番の一地先まで		旧	一〇・三丁 三〇・二	六八・〇
		新	一〇・三丁 二二・〇	六八・〇

山梨県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		

南巨摩郡身延町大島字前河原二二三二番の一地先から
南巨摩郡身延町大島字前河原二二八八番の一地先まで

新	旧	延長
八・八丁 一一・九	一〇・八丁 二六・六	一〇四・六

山梨県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十四年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区	間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		の別		
甲州市塩山上於曾字塩山二〇三二番地先から 甲州市塩山上於曾字山腰一三九番の四地先まで		旧	五・七丁 一七・〇	三一九・〇
		新	一四・五丁 二八・〇	三一九・〇

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年四月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷身 延線	西八代郡市川三郷町岩間字下木 戸一八一八番地先から 西八代郡市川三郷町岩間字丑新 田四七九〇番の一地先まで	一六七・〇	平成二十四 年三月十九 日

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字川原畑乙八二八一、字大指八四六〇の丙六一	佐藤利彦
南都留郡道志村字川原畑八三一〇の内の甲、字大指八四六〇の一九、八四六〇の四五の甲、乙八四六〇の二七	佐藤呉三郎
南都留郡道志村字川原畑八三一〇の丙八	佐藤小右衛門
南都留郡道志村字大指八四六〇の丙七六の甲	水越勇右衛門
南都留郡道志村字大指八四六〇の丙七一の甲	佐藤臺次郎
南都留郡道志村字大指八四六〇の丙六〇	佐藤伊義

南都留郡道志村字大指乙八四六〇の甲二一	佐藤与茂作
南都留郡道志村字大指八四六〇の乙二一九	佐藤由太郎
南都留郡道志村字大指乙八四六〇の二二〇	佐藤金次郎
南都留郡道志村字三ヶ瀬一〇〇五二の五内一	池谷茂三郎

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年二月二十三日山梨県告示第七十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明
 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字板橋一三三三七の三	長田照正

南都留郡道志村字板橋一―一三二九	長田清七郎
南都留郡道志村字板橋乙―一三二九	武本世雄、三和商事(株)
南都留郡道志村字白井平―一二二五四の二(次の図に示す部分に限る。)、字久保平―一九二八	池谷高一郎
南都留郡道志村字久保平―一九二九の四	水越広政
南都留郡道志村字久保平―一九二九の五、字白井平―一二二四七	水越義教
南都留郡道志村字久保平―一九二九の七(次の図に示す部分に限る。)、字白井平―二〇七二の二	水越佐忠
南都留郡道志村字白井平―一二二五三の二(次の図に示す部分に限る。)	水越弥助
南都留郡道志村字白井平―一二二五四の五	長田興作
南都留郡道志村字白井平―一二三二六の三	水越彦治
南都留郡道志村字白井平―一二三三四乙(次の図に示す部分に限る。)	水越円蔵
南都留郡道志村字小山―一二七二四(次の図に示す部分に限る。)	池谷九兵衛
南都留郡道志村字小山―一二七二六の一	池谷浪吉
南都留郡道志村字小山―一二七二九(次の図に示す部分に限る。)	天野七郎兵衛

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年二月二十三日山梨県告示第七十六号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字宮の沢五三一(次の図に示す部分に限る。)	佐藤信吉
南都留郡道志村字子ツ沢五六・五九五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)	佐藤市太郎
南都留郡道志村字子ツ沢五八五(次の図に示す部分に限る。)	井沢鉄五郎
南都留郡道志村字子ツ沢五八六(次の図に示す部分に限る。)	佐藤桃太郎
南都留郡道志村字子ツ沢五八九	佐藤博通、佐藤カクエ

南都留郡道志村字中丸沢一八四八	佐藤美徳
南都留郡道志村字小椿三九〇六（次の図に示す部分に限る。）	佐藤忠太
南都留郡道志村字椿後四四〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）	大房三治郎
南都留郡道志村字椿後四四六四（次の図に示す部分に限る。）	大房源泰
南都留郡道志村字峯四四六五の一（次の図に示す部分に限る。）	佐藤浦夫
南都留郡道志村字西向二二六〇六の二、二二六〇六の九	天野傳長、池谷竹松
南都留郡道志村字今野二五八五の二一（次の図に示す部分に限る。）	金子高一郎、佐藤佐太郎、佐藤慶、佐藤徳丸、半田善兵衛、半田兼平、山口秀太郎、山口藤太郎、山口爲之甫

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年二月二十三日山梨県告示第七十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年三月十九日
山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字室久保乙七四九四（次の図に示す部分に限る。）	山口則義
南都留郡道志村字室久保七四九八（次の図に示す部分に限る。）	山口貞徳
南都留郡道志村字神地向九二五二の一（次の図に示す部分に限る。）	山口六郎左工門
南都留郡道志村字神地向九二五二の二	山口大法
南都留郡道志村字神地向乙九二六二（次の図に示す部分に限る。）	松屋合資会社
南都留郡道志村字神地向九二六五の四（次の図に示す部分に限る。）	山口兼吉
南都留郡道志村字神地向九二六五の内一の一（次の図に示す部分に限る。）	山口彦善
南都留郡道志村字道坂九五〇七の一〇（次の図に示す部分に限る。）	山口三之甫
南都留郡道志村字道坂九五〇七の一九・九五〇七の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	山口せい

南都留郡道志村字道坂九五二一三、乙九五二一三	山口源之甫
南都留郡道志村字向原九六九五（次の図に示す部分に限る。）	佐藤由松
南都留郡道志村字向原九六九五の内一二（次の図に示す部分に限る。）	水越佐忠
南都留郡道志村字向原九六九六の二（次の図に示す部分に限る。）	渡辺権五
南都留郡道志村字川原畑八一九六・八一九七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	佐藤源重
南都留郡道志村字大指八四六〇の内九（次の図に示す部分に限る。）	杉本也太郎
南都留郡道志村字大指八四六〇の内一〇（次の図に示す部分に限る。）	佐藤与茂作

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年二月二十三日山梨県告示第七十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字水ノ元一〇〇七九の一（次の図に示す部分に限る。）	杉本幸吉
南都留郡道志村字水ノ元丁一〇一六七（次の図に示す部分に限る。）	池谷久五郎
南都留郡道志村字善之木乙一〇七四〇の二（次の図に示す部分に限る。）	池谷傳吉
南都留郡道志村字善之木一〇七八〇（次の図に示す部分に限る。）	佐藤鉄藏
南都留郡道志村字板橋一一七三の二・一一七四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	長田清七
南都留郡道志村字板橋一一八二（次の図に示す部分に限る。）	加藤一貞
南都留郡道志村字沢上り乙一一三五六（次の図に示す部分に限る。）	長田関太郎
南都留郡道志村字沢上り乙一一三六一（次の図に示す部分に限る。）	長田大治郎
南都留郡道志村字沢上り乙一一三六三（次の図に示す部分に限る。）	長田基六
南都留郡道志村字沢上り一一三六九・乙一一三五九	長田苗吉

(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)	
南都留郡道志村字沢上り一三三七(次の図に示す部分に限る。)	松屋合資会社
南都留郡道志村字堰口乙一五四一・字沢上り一三六四・一三六四の内一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)	長田隆作

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年二月二十三日山梨県告示第七十九号

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十四年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 対象となる特定計量器	二 検査年月日	三 検査時間 (正午から午後一時までの間を除く。)	四 検査会場	五 区域	六 実施機関
--------------	---------	------------------------------	--------	------	--------

非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二条に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

平成二十四年四月十九日	午前十時から午後三時まで	甲州市勝沼市民会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協
平成二十四年四月二十日	同	同	同	同
平成二十四年四月二十三日	同	同	同	同
平成二十四年四月二十六日	同	同	同	同
平成二十四年四月二十七日	同	甲州市大和ふるさと会館	同	同
平成二十四年五月九日	午前十時半から午後三時まで	山梨市三富基幹集落センター	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同
平成二十四年五月十日	午前十時から午後三時まで	山梨市牧丘町総合会館	同	同
平成二十四年五月十一日	同	同	同	同
平成二十四年五月十四日	同	笛吹市役所春日居支所	笛吹市	同
平成二十四年	同	笛吹市役所	同	同

五月十五日	平成二十四年五月十七日	同	同	南館	
平成二十四年五月十八日	同	同	同	笛吹市役所 八代支所	同
平成二十四年五月二十一日	同	同	同	笛吹市役所 御坂支所	同
平成二十四年五月二十二日	同	同	同	同	同
平成二十四年五月二十四日	同	同	同	同	同
平成二十四年五月二十五日	同	同	同	同	同
平成二十四年五月二十八日	同	同	同	笛吹市役所 一宮支所	同
平成二十四年五月二十九日	同	同	同	同	同
平成二十四年五月三十一日	同	同	同	同	同
平成二十四年六月一日	午前十時半から 午後二時まで	同	同	笛吹市芦川 ふるさと総 合センター	同
平成二十四年六月四日	午前十時から 午後三時まで	同	同	中央市役所 豊富庁舎	中央市の うち旧豊 富村 同

平成二十四年六月八日	午前十時半から 午後二時半 まで	早川町役場	早川町	同
平成二十四年六月十二日	午前十時から 午後二時まで	身延町下部 地区公民館	身延町	同
平成二十四年六月十四日	同	身延町役場 身延支所	同	同
平成二十四年六月十五日	同	身延町役場 本庁舎	同	同
平成二十四年六月十八日	午前十時半から 午後三時まで	南部町活性 化センター	南部町	同
平成二十四年六月二十一日	午前十時から 午後三時まで	富士川町民 会館	富士川町	同
平成二十四年六月二十二日	同	富士川町 沢福祉セン ター	同	同
平成二十四年六月二十五日 から平成二十 五年三月二十 九日まで（県 の休日を除く 。）	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。	今期検査 を実施す る区域全 般	同

	平成二十四年六月二十五日から平成二十五年三月二十九日までの間で、個別に県の指定する日	
	同	
)	山梨県計量検定所(平成二十四年六月二十二日までに検査を受けなかった場合に限る。)	
	同	
	同	

● 経営規模等評価の申請並びに総合評定値の請求の時期及び方法等
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に行う建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請並びに法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定めた。

平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者（以下「同時申請者等」という。）の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者（以下「別途請求者」という。）の申請時期は、月曜日から金曜日までの間（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月一日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。）とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) 一にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請

求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）

2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）

3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求める次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

審査基準日における在籍状況を示す継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（様式第三号）

審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金適用確認書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書

審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合を除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書

当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書の写し又は経理処理を適正に確認した書類

審査基準日における保有状況を示す建設機械保有状況確認願（建設業対策室の確認印の押印があるもの）

審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第九〇〇一号登録証明書の写し

審査基準日における登録状況を示す国際標準化機構第一四〇〇一号登録証明書の写し

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

別途請求書の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

二

法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

二

法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

二

法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

二

法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

二

法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求める次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本
法第十一条の規定により届出をし、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。建設業許可に係る各種変更届の副本）
申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類（決算終了後の変更届出書）の副本
法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

前回の経営規模等評価申請書の副本

審査対象事業年度の所得税の確認申告書控え

審査対象事業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ことの工事（以下、「審査対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び請書の写し

審査対象業種工事に係るコリンズ登録内容確認書竣工登録

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬

決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書

年金事務所のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失確認通知書

退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除く。）

技術職員の健康保険証の写し

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

基幹技能者講習修了証の写し

公認会計士等の合格証

別途請求者の提示書類

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書

副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五二三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納入方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。

この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値請求書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関する審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、通常の業務日において県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、県土整備総務課建設業対策室(電話〇五五 一三三三 一八四三)に問い合わせること。

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十四年三月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
 甲州市塩山熊野字下整田七七四の一並びに字石骨八六四の二並びに字須貝田八六五並びに字八王子一〇九一及び一〇九一の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲州市塩山西野原六百三番地 社会福祉法人 光風会 理事長 熊谷 和正

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたので、山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第二十七条第五項の規定により、次の山梨県指定無形民俗文化財の指定は、解除された。

平成二十四年三月十九日

山梨県教育委員会
 委員長 久保嶋 正 子

無形民俗文化財の部

名 称	保持 団 体	所 在 地
吉田の火祭	吉田の火祭保存会	富士吉田市上吉田

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成二十四年三月十九日

山梨県公安委員会
 委員長 井 上 利 男

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
 山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第十七条第二項第七号」を「第十七条第二項第八号」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条第五項中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第十七条の七(見出しを含む。)中「免許用写真」を「申請用写真」に、「第二十九条第二項」を「第二十九条第三項」に、「及び第三十条の九第三項」を「第三十条の九第三項及び第三十条の十第二項」に改める。

第十七条の八の見出し中「運転免許証」を「運転免許証等」に改め、同条中「運転免許証」の下に「及び運転経歴証明書」を加える。

第十七条の九の次に次の一条を加える。
 (運転経歴証明書の交付申請等)

第十七条の十 施行規則第三十条の十第一項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、別記様式第十四の四の運転経歴証明書交付申請書により行うものとする。

2 施行規則第三十条の十二第一項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、別記様式第十四の五の運転経歴証明書記載事項変更届により行うものとする。

3 施行規則第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、別記様式第十四の五の二の運転経歴証明書再交付申請書により行うものとする。

別記様式第十四の四及び別記様式第十四の五を次のように改める。

別記様式第14の4(第17条の10関係)

(表)

運転経歴証明書交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

処理区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資料区分	36
------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------	----

※太枠のみ記入すること。詳細は裏面参照のこと

フリガナ氏名					電話番号	()	性別	男	女
生年月日	明治	大正	昭和	平成	年 月 日				
	1	2	3	4					

手数料貼付欄

写 真

注)申請者が直接貼ることは不可

警察署受付

免許課受付

運転経歴証明書内容等欄

運転経歴証明書内容	欠字									登録印等										
	氏名	年 月 日生		電話																
	住所																			
	番号	第	号	有無	免許の種類	大型	普通	大特	大自二		普自二	小特	原付	け引	大型二	普通二	大特二	け引二	交付	年 月 日
	交付																			

備考

(裏)

申請書の記載要領等

- 1 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 手数料欄には、収入証紙で手数料を納入する場合は、その収入証紙を貼り付けること。
- 3 この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。

運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

処理 区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	センター 警察署 都留分室	001 002 005	資料 区分	51	フリガナ 届出者氏名
----------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------	-------------------	----------	----	---------------

男・女 電話 () -

変更 事項	氏名													
	住所	山梨県												
証 明 書 の 写 し	表	※記載事項変更の確認に用いた書類												
		<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 公共郵便物等 <input type="checkbox"/> 身分証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ()												
	裏	警察署受付 免許課受付												
運 転 経 歴 証 明 書 内 容	欠字							登録印等						
	氏名	年 月 日生 電話												
	住所													
	第 号	有無	大 免 許 の 種 類	中 型	普 通	大 自 二	普 自 二		小 特	原 付	大 型	中 型	普 通	大 特

備考	
----	--

別記様式第十四の五の次に次の様式を加える。

別記様式第14の5の2(第17条の10関係)

(表)

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

山梨県公安委員会 殿

処理 区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	資料 区分	36
----------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------	----

※太枠のみ記入すること。
詳細は裏面参照のこと

フリガナ 氏名					電話 番号	() —	性別 男 女
生年月日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日		

手数料貼付欄

写 真

注) 申請者が直接貼ることは不可

警察署受付	免許課受付
-------	-------

運転経歴証明書内容等欄

運転 経歴 証明 書 内 容	欠字													登録印等		
	氏名	年 月 日生 電話														
	住所															
	番号	第 号	有無 免許 の 種類	大 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二		普 通 二	大 特 二	け 引 二

備考

(裏)

申請書の記載要領等

- 1 氏名欄は、黒又は青のボールペン等で明瞭に、楷書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 手数料欄には、収入証紙で手数料を納入する場合は、その収入証紙を貼り付けること。
- 3 この申請書に添付する写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとすること。

附則

この規則は平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番